

⑤苦情相談及び緊急時等への対応



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応しています。

また、大気汚染物質の漏洩時や、河川や海域に汚水や油等が流れ込み水質が著しく汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行っています。

I-1-⑤の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応											
	1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音、振動に係る苦情相談について、現地調査や測定を実施し、発生源事業者に対し指導や要請を行うなど適切に対応しました。(令和6年度新規苦情受付件数:騒音382件、振動114件)	○					○	○	○
	2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●○悪臭、ばい煙、粉じんに係る苦情がそれぞれ85件、41件、61件あり、相談対応及び現地調査を実施しました。 ●夏季に、臨海部の夜間パトロールを5回実施するとともに、大気環境中の特定悪臭物質の濃度測定を実施しました。	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●○市内の工場・事業場に対し事故の未然防止について注意喚起を行いました。 ●○水質事故に対して、関係機関と連携した現地調査等を行い、54件に対応しました。 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査については、今年度発生した2件の水質事故及び苦情について原因究明のための調査を実施しました。	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応するなど、災害時における有害物質等の漏洩・流出防止に備えた取組を推進します。また、平時において、法律や市条例等に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質等について、工場・事業場の立入調査等を実施し、施設が適正に管理されていることを確認します。	●○一般社団法人神奈川環境計量協議会と「大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定」を継続しました。 ○令和5年度に作成したマニュアルに記載されている簡易測定機器(検知管)の保有状況を確認し、不足しているものについて購入し、有害物質等の漏洩・流出に迅速に対応できるよう取組を進めました。 ●○関係法令等に基づき、工場・事業場の立入調査を実施し、排出・排水基準遵守状況等の監視及び排出低減に向けた指導を行いました。(大気:33件、水質:96件) ○河川等の水質が著しく汚濁する水質事故に関連機関と連携して対応しました。(水質事故対応件数:54件)	○	○	○			○	○	○
	5 放射線の安全推進に係る取組	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果の情報を発信することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。	●環境中(環境土壌:2地点)の放射性物質モニタリングを実施し、結果を公表しました。 ●放射線測定器の貸出しの実施については、4件実施しました。			○			○	○	○

1 苦情相談対応

(1) 苦情件数 (I-1-⑤-1、I-1-⑤-2)

公害に関する苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等、その種類は多岐にわたっており、公害問題が産業型から生活型公害へとその比率を移しつつある中で、日常生活において発生する苦情が多くなっています。また、騒音振動に係る苦情相談は、工場・事業場のような固定発生源、自動車、鉄道、航空機のような移動発生源など発生源の性質により、対応の方法も異なります。また、事業活動に係る騒音のほか、一般の家庭生活から発生する生活騒音に係る相談も一定数受け付けています。

令和6(2024)年度の苦情発生件数は715件で、前年度より13件減少しました。種類別、区別、発生源別等の苦情発生件数、処理件数は参考資料 P. 213を御覧ください。

苦情の発生種類別の年度別経年推移

種類 年度	大気汚染				水質 汚濁	土壌 汚染	騒音※	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他								
2020	34	60	0	3	22	0	564	109	0	109	6	907
2021	35	71	0	3	18	1	470	116	0	91	16	821
2022	40	72	0	0	22	0	459	123	0	68	18	802
2023	28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728
2024	41	60	4	0	21	0	382	114	0	85	8	715

※ 騒音苦情件数については、2020年度から生活騒音に係るものを加算しています。

(2) 悪臭対策 (I-1-⑤-2)

ア 法令等による規制

(ア) 「悪臭防止法」による規制

昭和46(1971)年に制定された「悪臭防止法」に基づき、特定悪臭物質(アンモニア等22物質。下表参照。)について、敷地境界線での規制基準を定めています。

特定悪臭物質の敷地境界線での規制基準

(単位: ppm)

物質名	規制基準	物質名	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(イ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(市条例)」による規制

市条例では、悪臭を発生させる作業全般について脱臭装置の設置、建屋の密閉化、作業場所の選定、臭気指数の許容限度の適合*等の措置を講ずるよう定めています。

※ 臭気指数については平成17(2005)年4月から導入されました。

規制許容値早見表（臭気指数）

午後11時～午前8時

	敷地境界	排出口			排水水
		高さ30 m未満		高さ30 m以上	
		排出ガス量300 m ³ /min以上	排出ガス量300 m ³ /min未満		
地域1(住居系地域)	12	27	30	32	28
飲食店・小規模事業所	15	30	33		31
地域2(その他の地域)	15	30	33	35	31
飲食店・小規模事業所	18	33	36		34

午前8時～午後11時

	敷地境界	排出口			排水水
		高さ30 m未満		高さ30 m以上	
		排出ガス量300 m ³ /min以上	排出ガス量300 m ³ /min未満		
地域1(住居系地域)	15	30	33	35	31
飲食店・小規模事業所	18	33	36		34
地域2(その他の地域)	18	33	36	38	34
飲食店・小規模事業所	21	36	39		37

住居系地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

その他の地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域

小規模事業所：製造業その他では従業員20人以下、商業・サービス業では、従業員5人以下の事業所をいう。
従業員とはおおむね常時使用する従業員の数をいう。

イ 発生源対策

これまでの悪臭苦情は工場・事業場等から発生するものが多く、特定悪臭物質の濃度規制を行うことにより対応してきました。しかしながら、最近の悪臭苦情は飲食店等から発生する様々な臭いが混じりあった悪臭苦情が増えてきており、このような悪臭に対してはそれぞれの臭いの濃度が低いことから従来の濃度規制では対応できなくなってきました。

そのため、悪臭苦情対策として、現地調査や臭気測定等を行い、市条例で定めている規制許容値（臭気指数）を基に工場・事業場、飲食店等の発生源に対して指導等を行っています。

(ア) 特定悪臭物質

「悪臭防止法」により、規制基準の定められている物質（特定悪臭物質）を使用している工場等に対して悪臭苦情が発生した場合には、同法に基づく濃度測定を行っています。令和6（2024）年度については特定悪臭物質を使用している工場等に起因した苦情がなかったため、特定悪臭物質の濃度測定は行いませんでした。

(イ) 嗅覚測定

特定悪臭物質以外の物質による悪臭苦情に対応するため、三点比較式臭袋法による嗅覚測定を実施しています。令和6（2024）年度においては、2事業所で実施し、敷地境界線及び排出口における臭気指数は許容限度値以下でした。

三点比較式臭袋法とは？

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定する、官能試験法の一つで、悪臭を含む空気が入っている袋を1つと、無臭の空気だけ入っている袋を2つの計3つの袋の中から、パネル（判定試験に適した嗅覚を有すると認められた人）に悪臭の入っている袋を当ててもらふ方法です。

6人以上のパネルによって行い、悪臭を次第に薄めながら、不正解になるまでこれを繰り返します。

その結果を統計的に処理して、希釈倍数を求め、その常用対数値に10を乗じた数値を臭気指数とします。

ウ 広域悪臭対策

(ア) 広域的悪臭防止に関する工場への管理徹底の要請

臨海地域を中心に初夏から秋にかけて市民から悪臭についての苦情が多く寄せられるため、悪臭発生の未然防止対策のひとつとして、川崎区の臨海部の工場に対し定期保全修理日程表等の提出依頼を行っています。

(イ) 悪臭原因調査の実施

原因不明の悪臭苦情が比較的多く寄せられる夏場に、川崎区臨海部において夜間パトロールを実施するなど、広域悪臭の防止と原因究明に努めています。

(ウ) 環境悪臭成分調査

悪臭防止法第11条に基づき、特定悪臭物質の一般環境における濃度を把握するため、令和6(2024)年度は、3物質の調査を行いました。

2 事故時の対応 (I-1-⑤-3)

大気汚染物質の漏洩や水質事故などに関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行っています。

(1) 水質事故

公共用水域に汚水、廃液、油等が排出又は廃棄され、水質の著しい汚濁やそれらによる魚介類等への被害が発生することを異常水質事故といいます。異常水質事故の発生場所や原因等により関連部署は多岐にわたっており、本市では、平成30(2018)年4月に策定した「川崎市水質事故対応要領」に基づき対応しています。

令和6(2024)年度に発生した異常水質事故は、54件でした。詳細は参考資料P.219を御覧ください。

3 放射線の安全推進に係る取組 (I-1-⑤-5)

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による影響を把握するため、以下のとおり環境中の放射線測定を実施してきました。

環境大気中の放射線量は、神奈川県が研究用原子炉施設周辺の状況を把握するため、福島第一原子力発電所事故発生以前から市内臨海部5地点でモニタリングポスト(ガンマ線測定機器)による測定をしていましたが、これに加えて本市では、この事故による影響を確認するため、平成23(2011)年3月15日から川崎市公害研究所(平成25年1月16日から環境総合研究所に移転)で、同年6月1日から麻生一般環境大気測定局(麻生区百合丘:地上約3m)、平成24(2012)年8月1日から中原一般環境大気測定局(中原区小杉町:地上約12m)で連続測定を行ってきました。また、これら3地点で地表面の放射線量の測定も行ってきました。

河川水、海水、地下水及び土壌の放射性物質については、平成24(2012)年度から、年2回の頻度(夏季及び冬季)で市内の河川水12地点(多摩川2地点含む)、海水3地点、地下水3地点及び土壌3地点の放射性セシウム(セシウム134、セシウム137)濃度を測定していました。

以上の測定のうち、環境大気中の放射線量及び地表面の放射線量については、通常の大気中の放射線量(0.04 μ Sv/h)で推移し、神奈川県が設置するモニタリングポストにおける測定結果と同様であり、急激に増える見込みは極めて少ないと考えられること、河川水、海水及び地下水については、平成24年の測定開始時点から全ての地点において不検出が継続していたことから、平成29(2017)年3月末をもって測定を休止しました。土壌については、季節による大きな差が見られなかったこと、調査地点の1つである麻生区役所では平成25年度の冬の測定から継続的にクリアランスレベル(廃棄物を安全に再利用できる基準(原子炉等規制法))を下回っていることから令和4(2022)年度から年1回(冬季)2地点で測定しています。

令和6(2024)年度 土壌の放射性物質の測定結果

単位:ベクレル/kg

測定地点	測定結果
幸スポーツセンター	72
中原区役所中庭	122

(注)測定結果は、セシウム134、セシウム137の合計

(参考)

- 本市の公共施設における放射線量の目安値について

算定方法については次のとおりです。

年間1ミリシーベルト(=1,000 マイクロシーベルト)÷365日÷(8時間+0.4(被曝低減係数)×16時間)

=0.19 マイクロシーベルト/時間

*一般公衆の年間線量限度は年間1ミリシーベルト(国際放射線防護委員会2007年勧告より)

*測定した場所に8時間、その場所の木造家屋内に16時間いると仮定

*屋内における被曝低減係数0.4(木造家屋)と仮定

*自然放射線量 (0.04 マイクロシーベルト/時間) は加算していません

○ 自然放射線量について

文部科学省によると、自然放射線量は0.03~0.10 マイクロシーベルト/時間です。

なお、神奈川県が、川崎市内5か所で連続測定を行っている放射線量のうち福島第一原子力発電所の事故以前の平成21(2009)年度の年平均値は、0.023~0.042 マイクロシーベルト/時間でした。

○ 放射線に関する単位について

グレイ (Gy) : 放射線が物質にあたったとき、その物質に吸収された放射線量を表す単位

シーベルト (Sv) : 生物が放射線を受けたとき、その影響を表す単位

ベクレル (Bq) : 放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

※緊急時は1 グレイ = 1 シーベルトとして換算します。

○ 放射線のレベルに関する単位について

1 マイクロシーベルト (μSv) = 1,000分の1 ミリシーベルト (mSv)